

**TAC W** セミナー 司法試験講座

**司法試験・予備試験  
オリエンテーションBOOK  
2021年版**



無断転載・無断複製禁止



# 第1部 試験ガイド

## 1 法曹になる道筋

法曹(裁判官・検察官・弁護士)になるための国家試験が、司法試験です。  
司法試験を受験するためには、受験資格が必要です。

### 2つのルート

- ①法科大学院(未修3年or既修2年)修了→司法試験→※司法修習(1年)→司法修習生考試→法曹へ
- ②予備試験合格→司法試験→※司法修習(1年)→司法修習生考試→法曹へ

※司法修習とは、最高裁判所が、司法試験合格者に対して行う法曹になるための研修です。

法曹養成の必須課程であり、法曹資格を得るためには必ず受なければなりません。

司法試験合格後に1年間の修習を経て、最終試験(司法修習生考試)に合格して司法修習を終えることによって、はじめて裁判官、検事又は弁護士となる資格が与えられます。

1年間の研修内容は、大きく分けると以下のようになります。

- 分野別実務修習(8か月→裁判所4か月・検察庁2か月・弁護士会2か月)
- 集合修習(2か月)
- 選択型実務修習(2か月)

## 2 司法試験

### ① 概要

裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定する試験であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行われます。

試験は、短答式(択一式を含む。)と論文式による筆記の方法により行われます。短答式試験と論文式試験は同時期に行われる予定であり、受験者全員が両方の試験を受けることになります。口述試験はありません。短答だけ、論文だけという受験はできず、全て受験する必要があります。

可否は短答と論文の総合成績で判定されます。しかし、短答式の点数が合格基準に達しない場合は論文答案の採点は行われません。短答式の合格基準は、6月上旬に発表されます。合格発表は9月中旬頃です。

なお、短答合格基準は、「各科目満点の40%以上の成績を得たものの中から合計得点〇〇〇点以上のものが短答に合格する必要な成績を得たもの」というように司法試験委員会が決定するので、毎年変動します。

### ② 受験資格と受験制限

司法試験を受験するためには、受験資格を得る必要があります。司法試験を受験することができるのは、法科大学院課程の修了者及び予備試験の合格者です。そして、その受験については、5年間という期間制限があります。法科大学院課程の修了者は、同課程修了日後の最初の4月1日及び予備試験の合格者です。

そして、その受験については、5年間という期間制限があります。法科大学院課程の修了者は、同課程修了日後の最初の4月1日から5年間の期間(受験期間)において5回の範囲内で受験することができます。他方、司法試験予備試験の合格者は、同試験合格発表日後の最初の4月1日から5年間の間(受験期間)において5回の範囲内で受験することができます。

#### ● 2021年に受験資格を得るケース

年	月	法科大学院ルート	予備試験ルート
2021年	3月	◀ 修了 ▶ 2021.5~2025.5	
	5月	● 司法試験受験期間1年目	
	11月		◀ 合格 ▶ 2022.5~2026.5
2022年	5月	● 司法試験受験期間2年目	● 司法試験受験期間1年目
2023年	5月	● 司法試験受験期間3年目	● 司法試験受験期間2年目
2024年	5月	● 司法試験受験期間4年目	● 司法試験受験期間3年目
2025年	5月	● 司法試験受験期間5年目	● 司法試験受験期間4年目
2026年	5月		● 司法試験受験期間5年目

この期間内に最大5回の受験ができます。言い換えれば、この期間内に合格できなければ、受験資格を失ってしまいます。



## 注意

取得した受験資格で司法試験を受験した場合、その受験資格に対応する受験期間内は、他の受験資格で司法試験を受験することはできません。つまり、法科大学院修了者が予備試験に合格していたとしても、いずれかの受験資格に基づいてしか、司法試験を受験できません。

### ③ 実施日程・試験地・出願・試験科目・合否基準

- <試験日> 例年5月中旬に4日間実施
- <試験地> 札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市
- <結果発表> 短答式試験結果発表は6月上旬、論文式試験の結果との総合評価で発表される最終合格発表は9月上旬頃
- <出願> 出願時期は、例年11月～12月頃。願書は法科大学院、郵送、法務省来庁等で交付可能  
受験料は28,000円です。

#### ●令和3年(2021年)の試験日程

試験期日	集合	着席	試験時間		試験科目	
2021/5/12(水)	8:30	9:00	9:30～12:30	3時間	論文式試験	選択科目
	—	13:30	13:45～15:45	2時間	論文式試験	公法系科目第1問
	—	16:15	16:30～18:30	2時間	論文式試験	公法系科目第2問
2021/5/13(木)	9:00	9:30	10:00～12:00	2時間	論文式試験	民事系科目第1問
	—	13:00	13:15～15:15	2時間	論文式試験	民事系科目第2問
	—	15:45	16:00～18:00	2時間	論文式試験	民事系科目第3問
2021/5/15(土)	8:30	9:00	9:30～11:30	2時間	論文式試験	刑事系科目第1問
	—	12:30	12:45～14:45	2時間	論文式試験	刑事系科目第2問
2021/5/16(日)	9:30	9:30	10:00～11:15	1時間15分	短答式試験	民法
	—	11:45	12:00～12:50	50分	短答式試験	憲法
	—	14:00	14:15～15:05	50分	短答式試験	刑法

短答式試験成績発表：令和3年6月3日

最終合格発表：令和3年9月7日

#### <試験科目> ※平成27年より短答式試験は、憲法・民法・刑法の3科目のみとなっています。

科目名		短答	満点	問数	論文	満点	問数	合格基準点
必須科目	公法系	憲法	●	50点	40問程度	●	200点	【短答】 満点の40%未満の点数で不合格 【論文】 満点の25%未満の点数で不合格
		行政法	-	-	-	●	1問	
	民事系	民法	●	75点	50問程度	●	300点	
		商法	-	-	-	●	1問	
		民事訴訟法	-	-	-	●	1問	
	刑事系	刑法	●	50点	40問程度	●	200点	
刑事訴訟法		-	-	-	●	1問		
選択科目	労働法	-	-	-	● 1科目を 選択	100点	2問	満点の25%未満の点数で不合格
	倒産法	-	-	-				
	知的財産法	-	-	-				
	経済法	-	-	-				
	環境法	-	-	-				
	租税法	-	-	-				
	国際関係法(公法系)	-	-	-				
	国際関係法(私法系)	-	-	-				

### 3 予備試験

#### ① 概要

2011年から始まった予備試験は、法科大学院を修了した者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する試験です。法科大学院に進学しなくても予備試験に合格すれば、司法試験を受験することができます。

予備試験自体には受験資格はなく、予備試験短答式試験は誰でも受験することができます。司法試験とは異なり、短答式試験の合格者のみが論文式試験を受験することができます。そして、論文式試験の合格者のみが口述試験を受験できるという3段階選抜制です。晴れて口述試験に合格すると、予備試験合格者となり、翌年の5月の司法試験から受験することができます。

ただし、予備試験も法科大学院と同様、受験資格取得後は「5年5回」という期限と回数の制限があります。

#### ② 予備試験のレベル

法科大学院修了生と同等レベルの能力を証明する試験ですから、司法試験レベルに近いと言えます。

**司法試験 ≥ 予備試験 > 法科大学院既修者入試**

特に予備試験法律科目の短答式試験は、司法試験の短答式試験と同じ日に実施され、問題は、司法試験短答式問題と約8割程度共通しており、法律科目の短答問題に限れば、求められているレベルは司法試験レベルです。

論文式試験は、旧司法試験よりも(新)司法試験に近い形式で出題されています。司法試験よりは、問題文は簡略なものになっていますが、法律基本科目で求められているレベルは司法試験で求められているものに近いです。つまり、試されている能力の方向性は同じです。

#### ③ 実施日程・試験地・出願・試験科目・可否基準

<試験日> 短答式試験は5月中旬、論文式試験は7月中旬、口述試験は10月下旬に実施されます。

<試験地> 短答式試験は、札幌市・仙台市・東京都・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市

論文式試験は、札幌市・東京都・大阪市・福岡市

口述試験は、東京都又はその周辺

<結果発表> 短答式試験は6月中旬、論文式試験は10月中旬、口述試験は11月中旬です。

<出願> 出願時期は、1月頃です。願書は郵送、法務省来庁で交付しています。

受験料は17,500円です。

#### ●令和3年(2021年)の試験日程

##### [短答式試験]

試験期日	集合	着席	試験時間		試験科目
2021/5/16(日)	8:45	9:15	9:45~11:15	1時間30分	民法・商法・民事訴訟法
	—	11:45	12:00~13:00	1時間	憲法・行政法
	—	14:00	14:15~15:15	1時間	刑法・刑事訴訟法
	—	15:45	16:00~17:30	1時間30分	一般教養科目

・短答式試験合格発表: 令和3年6月3日

・合格通知書兼論文式試験受験票兼成績通知書発送: 6月下旬

##### [論文式試験]

試験期日	集合	着席	試験時間		試験科目
2021/7/10(土)	8:30	9:00	9:30~11:50	2時間20分	憲法・行政法
	—	13:00	13:15~15:35	2時間20分	刑法・刑事訴訟法
	—	16:15	16:30~17:30	1時間	一般教養科目
2021/7/11(日)	8:30	9:00	9:30~12:30	3時間	法律実務基礎科目(民事・刑事)
	—	13:45	14:00~17:30	3時間30分	民法・商法・民事訴訟法

・論文式試験合格発表: 令和3年10月7日

・合格通知書兼口述試験受験票兼成績通知書発送: 10月中旬

##### [口述試験]

試験期日	10月23日(土)~10月24日(日)
試験科目	法律実務基礎科目(民事)・法律実務基礎科目(刑事)

・合格発表: 令和3年11月5日

・合格証書及び成績通知書発送: 11月中旬

## 4 法科大学院入試

### ① 概要

法科大学院は、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とする専門職大学院として2004年に創設されました。修了すると、法務博士(専門職)の学位が与えられます。

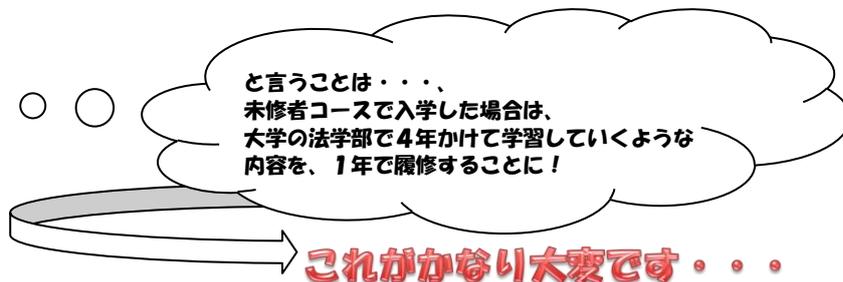
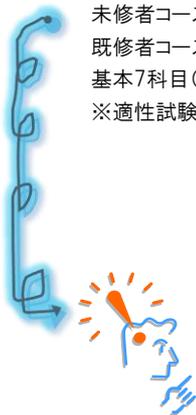
法科大学院の修了年数は、**3年の未修者コース(標準タイプ)**と、**2年の既修者コース**に分かれます。

法科大学院への出願書類として、パーソナルステートメント(志望理由書)は必須です。その他にも、学部成績表や、英語など外国語能力を証明する書類が必須となっている法科大学院もあります。

未修者コースは法律知識は問われず、小論文試験と面接試験が実施されることが多いです。

既修者コースは、法律科目試験がメインとなります。法律科目試験は、各法科大学院で出題科目・形式等違いがありますが、法律基本7科目(憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法)から出題されます。

※適性試験は、2018年度は廃止されました(次年度以降は、未定)。

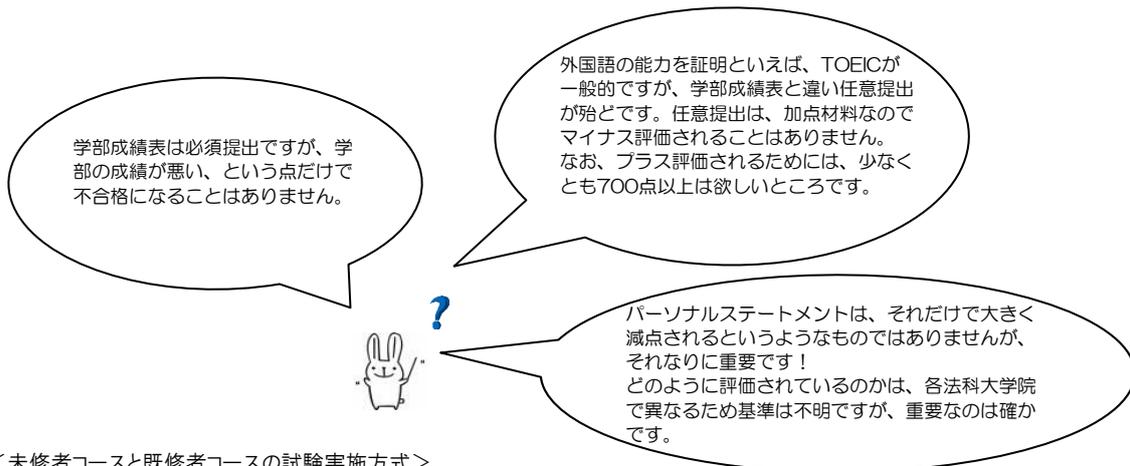


### ② 入学までの流れ

3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月	私立大受験	<p>出願は7月下旬頃から始まり、私立大は8月、国公立大は10月にピークを迎え、2次募集がある大学院は1月頃がピークです。 入試は8月下旬から始まります。 一人が大体3~5校受験しますが、併願は、入試日程や受験科目の重なり具合などを考慮しつつ決めましょう。</p>
9月		
10月	国公立大受験	
11月	未修者コースは小論文と面接、	
12月	既修者コースは法律科目試験を●	
1月	中心に実施されます。	
2月		
3月	入学前ガイダンス等	
4月	法科大学院入学 →これから、未修は3年間、既修は2年間履修します。	

<出願書類> 各法科大学院によって必要とされる書類は異なります。必ず、受験年度の願書で確認する必要があります。参考までに、どのような書類が必要とされるかと言うと、以下のものになります。

- ・ 願書
- ・ 履歴書(経歴書)
- ・ 学部の成績証明書
- ・ 学部の卒業(見込)証明書
- ・ パーソナルステートメント(志望理由書・自己評価書・申述書等いわゆるエントリーシート)
- ・ 外国語の能力を証明する書類
- ・ 専門的資格を証明する書類 など



<未修者コースと既修者コースの試験実施方式>

法科大学院によって未修者コースと既修者コースの振分け方式に違いがあります。

- ・ 内部振分方式(一括)とは、未修者コースと既修者コースを分けずに全受験生に共通の試験を実施し、その試験に合格したら未修者コースへの入学を認め、その合格者の中で、さらに既修者コースを希望する者を対象に、既修者認定試験を実施し、それに合格すれば既修者コースへの入学を認める方式です。
- ・ 外部振分方式(別枠)とは、未修者コースと既修者コースを分けて、別々の試験を課す方式です。  
なお、同一大学院の未修と既修を併願することが可能か否かは、各法科大学院で異なります。国公立の法科大学院は、併願できないところが多いです。

## 5 司法試験・予備試験は難しい試験？

<合格ラインの確認>

### ・2020年予備試験

短答式試験: 156/270 → 57%  
論文式試験: 230/500 → 46%

### ・2020年司法試験

総合 : 810/1575

※司法試験の総合得点の算出方法

論文の得点を1400点満点とし、短答の得点と合計する。

## 6 また変わる！？司法試験・予備試験の試験制度

2019年6月に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立しました。これにより、試験制度が大きく変更されます。

### <主な変更点>

- ① 法曹コースの新設(2020年4月1日施行)  
これまでは、「大学4年間+法科大学院2年間=6年間」が最短でしたが、法学部生の早期卒業・飛び入学を広く認め、「法学部3年+法科大学院2年=5年間」で司法試験の受験資格を得られるように変更されました。  
法科大学院入学者の大幅減、および予備試験ルートへの流出を防ぐ狙いがあると思われます。
- ② 予備試験に選択科目の導入(2021年12月1日施行)  
予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。

### <今後予想される流れ>

法曹コースの新設に伴い、司法試験の実施時期も変更となる可能性があります。また、それに伴い、予備試験の実施時期にも影響があるかと思われます。

# 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

## 趣 旨

法曹の養成のための中核的な教育機関としての法科大学院における教育の充実を図り、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、①法科大学院における教育は法曹となろうとする者に必要とされる学識等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すべきこと等を大学の責務として新たに規定するとともに、②法科大学院を設置する大学と当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程を置く大学との連携に関する制度の創設、③法科大学院の課程における所定の単位の修得及び当該課程の修了の見込みについて当該法科大学院を設置する大学の学長が認定した者に対する司法試験の受験資格の付与等の措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

#### (1) 法科大学院における教育の充実

- ① 法科大学院において、以下の学識等を段階的・体系的に涵養すべきことを規定。【第4条】
  - (ア) 法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力
  - (イ) 法曹となろうとする者に必要な専門的な法律に関する分野の学識及びその応用能力
  - (ウ) 実務の基礎的素養や弁論能力等
- ② 法科大学院に、教育課程や成績評価・修了認定の基準等の公表を義務付け。【第5条】

#### (2) 法科大学院と法学部等との連携に関する規定の新設

法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設。【第6条】

#### (3) 法科大学院における入学者の多様性の確保

法学未修者、社会人、早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する入学選抜における配慮義務を規定。【第10条】

#### (4) 法務大臣と文部科学大臣の相互協議の規定の新設

法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求められることができること等を規定。【第13条】

※ 政令により法科大学院の定員増を認可事項とし、文部科学省告示により入学定員総数につき2,300人程度を上限とする。

### 2. 学校教育法の一部改正【第102条第2項】

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の資質・能力を有すると認められる者（※）を追加。

※ 文部科学省令により、判断材料として、法科大学院の「既修者認定試験」を規定。

### 3. 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- ① 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加し、受験可能期間の起算点の特則を規定。【司法試験法第4条第2項】
- ② 上記の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件として規定。【裁判所法第66条第1項】
- ③ 司法試験の選択科目相当科目の履修義務付け（※）を含む法科大学院教育の見直しを踏まえ、予備試験の論文式試験について、選択科目を導入し、一般教養科目を廃止。【司法試験法第5条第3項】

※ 1. (1) ①(イ)を踏まえ、文部科学省令において規定。

等

## 施行期日

平成32（2020）年4月1日（ただし、1.（4）及び経過措置に係る規定は公布日、3. ①及び②並びに1.のうち3. ①に係る規定は平成34（2022）年10月1日、3. ③は平成33（2021）年12月1日）

# 法科大学院を中核とする法曹養成制度改革の全体像 - 改革プラン -

## 法科大学院が直面する主な課題

- ✓ 司法試験の合格率低迷や受験資格取得までの時間的・経済的負担による法科大学院志願者の大幅な減少  
→ 過半数の法科大学院（特に地方）が募集停止等。入学者数はピーク時の28%。予備試験合格者の74%が大学・法科大学院の学生（出願時）
- ✓ 法学未修者コース修了者の司法試験合格率の低迷  
→ 司法試験累積合格率（法科大学院修了後5年間）について、法学既修者は7割超えの一方、法学未修者は約5割。社会人志願者等が激減

## 改革の趣旨

◎ 法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成の理念を堅持し、法科大学院教育の充実を図りつつ、学生の資質・能力に応じ、より短い期間で法曹となる途を拡充するとともに、法曹を目指す社会人や地方学生を支援し、制度の信頼性・安定性を確保

## 1. プロセス改革

～学部段階から司法修習までをプロセスとして再構築し、優れた資質を有する志願者を呼び戻す～

- 累積合格率目標を達成できるよう充実した教育を速やかに実現
- **法曹コースの設置等による法科大学院教育の充実**
  - ✓ 法曹志望者が学部段階から充実した教育を受けられるよう、法科大学院と連携した学部課程として法曹コースを設置・拡充(☆)
  - ✓ 法科大学院は、法曹コース修了者を対象に書類審査・面接等により特別選抜を実施(☆)※特別選抜の定員は全入学生数の2分の1を上限
  - ✓ 法科大学院の収容定員を現状の範囲内(入学生数2,300人)で管理し、司法試験合格まで予測可能性の高い養成制度を実現(☆)

## ○ 早期卒業・飛び入学の推進、司法試験の在学中受験の導入

- ✓ 早期卒業・飛び入学による入学希望者について、入学希望者選抜で適切な配慮を行うなど(☆) 早期卒業・飛び入学(3+2)を推進
- ✓ 法科大学院在学中の司法試験受験を可能とし、早期卒業等の活用と併せて、時間的・経済的負担の大幅な軽減を図る(☆)
- ✓ 法科大学院在学中受験資格で司法試験に合格した者につき、法科大学院修了を司法修習生採用の要件とする(☆)

※プロセスにより、①専門的な法知識の修得、②創造的な思考力の育成や先端的な法領域の理解、③実務基礎教育を通じ、人間性豊かな法曹を養成

## 法曹養成制度の理念に立ち返った法科大学院改革

法曹コースの設置・早期卒業等の推進・司法試験の在学中受験の導入により、有為な人材を呼び戻し、法曹養成制度の理念である「プロセスとしての養成」を立て直す。併せて、多様なバックグラウンドを有する人材を確保し、「プロセス教育」の内容を一層充実させる。

## 2. 多様性確保の推進

～社会人や他学部出身者が法科大学院で学べる環境を確保～

- 多様なバックグラウンドを有する有為な人材を確保し、質の高い未修者教育を実現
- ✓ 法科大学院の受験時期や科目等について入学者選抜で配慮(☆)
- ✓ 1年次終了時に共通到達度確認試験を導入し、全国レベルでの成績把握、教育改善を実現
- ✓ ICT等を活用した、社会人に特化した教育の推進

## 3. 法科大学院へのアクセス向上

～地方在住の法曹志望者が法科大学院で学べる環境を確保～

- ✓ 法科大学院を有していない大学も、法曹コース設置が可能  
※法科大学院が必要な協力を行う(☆)、入学希望者選抜で「地方専願枠」も可能
- ✓ 学部成績以外の要素を考慮して飛び入学を認めることを可能とし(☆)、**法科大学院不在地域の学生の早期進学**も推進
- ✓ **ICT等を活用し**、法科大学院不在地域の大学から法科大学院進学を促進(☆)：法律改正事項

## 4. その他、推進会議決定事項

- ✓ 法科大学院改革の進捗に合わせ、予備試験の必要な制度的措置を検討
- ✓ 法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を、引き続き実施
- ✓ 法務省と文科省が連携し、関係機関等の協力を得て、改革の取組を推進

## 7 出願手続き

司法試験・予備試験共に、願書の交付・受付期間は大変短いです。逃してしまうと翌年の試験まで待つしかありません。  
11月上旬～中旬に法務省HP([http://www.moj.go.jp/shikaku\\_saiyo\\_index.html](http://www.moj.go.jp/shikaku_saiyo_index.html))にて、各試験の公告がされますので、随時確認して、出願を逃さないようにしましょう！

### 注意

TAC/Wセミナーでは、願書の配布・出願代行等の出願に関するお手続きは一切行っておりません。  
必ずご自身で行ってください！

#### <参考：令和3年出願日程>

##### ・令和3年司法試験

試験公告	:	令和2年11月19日(木)
願書交付	:	令和3年1月22日(金)～2月19日(金)
願書受付	:	令和3年2月2日(火)～2月19日(金)

##### ・令和3年予備試験

試験公告	:	令和2年11月19日(木)
願書交付	:	令和3年2月15日(月)～3月12日(金)
願書受付	:	令和3年3月1日(月)～3月12日(金)

## 8 試験科目について

### ① 必須科目・予備試験特有の科目について

#### <1> 必須科目(論文式)のイメージについて

##### ・憲法

表現の自由、職業選択の自由、幸福追求権、平等権等の、憲法上の権利に関する紛争についての出題や、国家の統治機構についての出題がなされます。

##### ・行政法

違法建築の撤去処分、公務員の懲戒処分等、行政上の問題点についての出題や、国家賠償や損失補償についての出題がなされます。

##### ・民法

貸した金を返してほしい、損害賠償を請求したい等、私人同士の権利の争いについての出題や、相続や離婚問題の出題がなされます。

##### ・商法

株主総会でミスがあった時どうすべきか、取締役が不祥事を働いたときどうすべきか等についての出題や、企業同士の合併の規律についての出題がなされます。

##### ・民事訴訟法

民法や商法を裁判の手続きに乗せた時、どのような点に気を付けなければいけないか等の出題や、裁判上の和解についてどう考えるか等の出題がなされます。

##### ・刑法

暴行罪、傷害罪、公務執行妨害罪など、具体的な行為について犯罪が成立するのかもしれないかを検討する等の出題がなされます。

##### ・刑事訴訟法

警察が捜査をするにあたっての注意点は何か等の出題や、犯罪の成否を裁判で争うときにどのような点に注意すべきか等の出題がなされます。

#### <2> 予備試験特有の科目(論文式)について

##### ・法律実務基礎科目

まず、民事は、裁判になったときに、どのような訴状を書くべきか等の出題や、証拠として出てきた書面が証拠として使えるのかどうなのかの判断をさせる等の出題がなされます。民法、商法、民事訴訟法よりも、実務を意識した内容になっています。

次に、刑事は、犯人と被疑者が本当に同一人物なのかどうかを客観的証拠から判断する等の出題や、公判前整理手続で何をすべきか等の出題がなされます。刑法や刑事訴訟法よりも、実務を意識した内容になっています。

##### ・一般教養科目

経済学者の文章や社会学者の文章などを読み、その意味するところを簡潔に要約させる等の出題や、課題を与えられ、自分の立場を明確にして文章を書く等の出題がなされます。

## ① 司法試験選択科目について

### <1>各選択科目の特徴について

#### ・労働法

基本書・演習書は特に充実している科目です。また、合格後の実務においても街弁(市民をお客様にする弁護士)・企業側の弁護士ともに役立つ場面の多い科目であるといえます。デメリットとして、勉強量・暗記量の多い科目であり、時間的負担は大きいです。

#### ・倒産法

具体的には、破産法・民事再生法から出題されます。両法とも民事系科目(民法・商法・民事訴訟法)と関連性が強いので、得意とされている方にはおすすめの科目といえます。また、実務においても企業法務を扱う場合には重要な知識のため有用性は高いです。デメリットとしては、こちらも学習量は結構多いです。また、民事訴訟法が苦手な方(受験生には結構います)にはなかなか難しい科目と言えます。

#### ・経済法

ほぼ独占禁止法から出題されます。また、刑法的要素が多く含まれる科目のため、得意とされている方にはおすすめの科目と言えます。かつ、学習量も比較的少ない科目のため対策はしやすいと言えます。デメリットとしては、合格後の実務において使われることがあまり多くない点が挙げられます(関わるのは、検察特捜部や独占禁止法案件を扱うような大きな事務所の弁護士ぐらいのようです)。

#### ・知的財産法

主に特許法・著作権法から出題されます。民法・民事訴訟法との関連性の高い科目です。知的財産を扱う事務所勤務したい方には必須の科目です。デメリットとしては、学習量が多くかつ改正も多い法分野であるため絶えず知識のブラッシュアップが求められる点が挙げられます。

#### ・国際関係法(私法)

近年人気上昇中の選択科目です。涉外案件(海外の企業との契約等)を扱う弁護士事務所では有用性の高い科目といえます。学習量としてもそこまで多い科目ではないようです。デメリットとしては、教材の種類がそれほど豊富ではないこと、イメージをつかみにくい科目であることが挙げられます。

#### ・租税法

出題は主に所得税法と、それに関係する限度で法人税法及び国税通則法から2問出題されます(簿記・会計の知識が必要とされる部分は出題範囲外です)。公認会計士(もしくは学習経験のある方)の司法試験受験生は、対策が楽な科目です。租税の影響を受けない人はいないので、実務では必ず役に立つ上、租税について理解の深い法曹は数が多くなく、付加価値を持った法曹として活躍したい人にはよい選択科目といえます。また、学習量も比較的少ない科目です。デメリットとしては、司法試験の試験科目として学ぶのは税法の一部分であるため、実務で使うには、合格後にさらにしっかり学習する必要があることが挙げられます。

#### ・環境法

民法・行政法との関連が強く相乗効果が期待できます。また、試験問題自体は現場思考型の問題が多いため、学習時間は少ないことがメリットと言えます。デメリットとして、実務ではほぼ使わない(環境訴訟を扱う弁護士は稀有)ことや教材の種類が少ない、法科大学院では開講しているところも少ないことが挙げられます。

#### ・国際関係法(公法)

国際的な問題に関心がある方にはとっつきやすい科目です。また、圧倒的に受験者が少ない科目のため、高得点を取ればかなり有利になると言えます。デメリットとしては、実務において国連職員、外務省職員等でなければ役に立つ機会がほぼないこと、対象となる法律が多く範囲が広いことが挙げられます。

## <2> 選択科目を選ぶ際のポイント

選択科目については、出願の段階で決めていなければなりません。しかし、選び方は、人それぞれです。合格後の実務を見据えて選ぶ人や、単に興味がある、得点しやすいという点で選ぶ人もいます。悩んだときは、学習していて面白いと思った科目を選ぶことをお勧めします。

## 合格体験記

高橋法照

### 1. 略歴

都内私立大学卒業

早稲田大学法科大学院修了

千葉県内の教育系企業に契約社員として就職

就職時に1度司法試験を受験したが不合格だったので撤退

千葉県内の教育系企業に正社員として転職

平成30年司法試験に合格

73期司法修習終了

### 2. 正社員として働きながら合格するまでの軌跡

(1) 転職してから2ヶ月後に司法試験の受験を決意。

平成30年の司法試験までに残された期間は、ちょうど1年ほどだった。

試験対策に充てられる時間が限られており、1年以上ブランクもあったので予備校教材を中心に学修するというプランを立てる。

(2) 仕事は12時過ぎに出勤だったので、朝の時間を有効活用することに。

早朝にインプット講義を受講。通勤に使う電車内でテキストを読んで復習した。

ここでは、条文と規範をしっかりとチェックするように心がけた。

条文の文言や判例通説の規範は、答案に正確に書く必要があるのでできる限り記憶するようにした。

(3) インプット講義が終わった後は、論文の講座を受講した。

これは早朝に講座の予習として答案構成をつくり、次の日に講座を受講していた。

ここでは、処理手順をしっかりと把握することや条文と規範を正確に記述することを心がけていた。

(4) 日頃の学修と平行して弱点を把握した。

①基本問題を見たときに高度な問題意識が隠れていると思ってしまい、回答筋を外してしまう。

→基本問題を基本問題としっかり認識して、サクッと処理する。

②応用問題を見たときにパニック状態になってしまい、答案が崩れてしまう。

→落ち着いて三段論法を守る，条文から考える。

(5) 1日の学修時間は平時で約3時間，直前期でも約5時間。

### 3. 試験対策として意識していたこと

(1) これと決めた予備校教材を何度も繰り返した。

再現答案をいくつも読んでみたところ，基本事項の精度や充実度で合否が分かれていると確信した。そのため，予備校教材だけで合格できると考え，予備校教材を何度も反復して基本事項をしっかり固めようと考えた。

最終的に論文で使用した問題集は20回ほど解いていた。

(2) 本番では基本事項を丁寧に書く。

基本事項をいつも以上に丁寧に記述していった。

再現答案を見て，知識があるのに合格できない人の多くが，実は本番で問題を見たときに基本事項を薄く書いているケースが多いと感じていた。

そこで，日頃から基本事項（条文・規範）を正確に書くことを意識して，本番でも基本問題は丁寧に書いて，応用問題はその場で考えてシンプルに答案を書いた。

### 4. メッセージ

(1) 司法試験は膨大な時間をかけなければいけない試験ではない。

(2) 弱点の把握と基礎・基本の徹底反復

